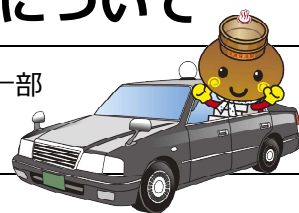


渋川市高齢者タクシー利用券の交付について

市では、高齢者の移動を支援するため、次のとおりタクシー利用料金の一部を助成します。



【対象者】次の要件を**全て**満たす人

- ☐ 本市に住所を有し、実際に居住している人
- ☐ 昭和26年4月1日以前生まれの人（令和7年度内において75歳以上の人）
- ☐ 運転免許証を持っていない人

1 助成内容

高齢者タクシー利用券（1枚500円）を32枚交付します。

※券は冊子になっています。利用時は、キリトリ線で切り取ってご使用ください。

2 申請方法

（1）申請に必要なもの

①申請書（市役所交通政策課及び各行政センター窓口で受け取れます。市ホームページからもダウンロードできます）

※記入漏れがあると交付できませんので、漏れなくご記入ください。

②本人確認書類

※令和6年度に券を利用された方で、令和6年度の申請時から住所等に変更のない方については、不要です。

（2）申請場所

- ・ 渋川市役所交通政策課（第二庁舎）
- ・ 渋川市役所各行政センター

※代理人の申請も可能です。申請者本人の本人確認書類（原本）及び代理人の本人確認書類（原本）をお持ちください。

代理人申請の場合、申請書の代理人欄に、来庁された方の情報をご記入ください。

※券は、後日郵送で交付します。窓口での即日交付はできませんのでご了承ください。

（3）申請期間

令和7年4月1日（火）から令和7年12月26日（金）まで

※券の交付は、年度内1回限りです。

3 タクシー利用券の使用方法

（1）乗車の際に運転手へ「タクシー利用券を使用する」と伝えてください。

（2）目的地に到着したら、運転手にタクシー利用券を提出し、タクシー料金から助成金額を差し引いた金額を支払ってください。

※タクシー利用券は、タクシー料金を超えない範囲内で1回の乗車につき1人6枚まで使用できます。

4 利用できるタクシー事業者

事業者名		電話番号	住所（渋川市）
日本中央交通（株）		0279-23-1828	有馬1614-7
群北第一交通（株）		0279-22-2245	渋川1826-29
介護 タ ク シ ー	（株）すまいる	0279-26-2940	有馬149-10 ファミーユ101
	おがた社会福祉事務所	080-2308-1599	石原2404-37
	介護福祉タクシーメビウス	0279-22-2796	渋川581-1

※介護タクシーは、介助を要する方が利用できます

5 使用上の注意

- （1）券の使用期限は、令和8年3月31日です。
- （2）券を使用できるのは、交付を受けた本人のみです。なお、付添人が同乗することはできません。
- （3）タクシー利用券を使用できるのは、乗降場所のいずれか又は両方が市内である場合に限ります。
※使用できる例：渋川市内→渋川市内、渋川市内→沼田市、吉岡町→渋川市内
※吉岡町→榛東村、前橋市→吉岡町など、渋川市が乗降のどちらにも関わらない移動には使用できません
- （4）券は再発行できませんので、紛失しないようにしてください。
- （5）タクシー利用券は、市が実施する他の事業のタクシー利用券と併用して使用することはできません。
- （6）券を第三者に譲渡又は売買をすることはできません。万が一不正に利用したときは、助成した金額を返還していただきます。

6 らくらく交通サービス（MaaS）におけるバス・タクシー高齢者割引について

市内に住所を有する65歳以上の方は、交通系ICカードをGunMaaSに登録することで、バス・タクシーの割引を受けることができます。詳しくは、広報しぶかわ4月号や下記の市HPをご確認ください。



バス・タクシー高齢者割引について（らくらく交通サービス（MaaS））



【問合せ先】渋川市建設交通部交通政策課（第二庁舎）

TEL: (0279) 22-2264